

教職員の働き方改革取組指針に掲げる取組の実施状況について（令和元年度実績）

[教職員の意識改革]

① 勤務時間の適正な把握

- ・ 平成31年1月から全県立学校（119校）に導入したICカードによる勤務時間管理システムを活用しました。

② 定時退校日の拡大

- ・ 県立学校で定時退校日を毎週1回としました。
- ・ 半数以上の教職員が実施できた学校数の割合は、約76%でした。

③ 学校閉庁時刻の設定

- ・ 県立学校で学校閉庁時刻を設定しました。（全日制：目安20時）
- ・ 半数以上の教職員が実施できた学校数の割合は、約94%でした。

④ 学校閉庁日の設定

- ・ 県立学校で学校閉庁日を設定しました。
【設定例：8月13日から16日まで、12月27日から28日まで】
- ・ 半数以上の教職員が実施できた学校数の割合は、100%でした。

⑤ 管理職の意識改革（研修の実施・人事評価の見直し）

- ・ 県立学校長会及び県立学校長研修会において、長時間勤務の改善についての説明を行いました。
- ・ 全県立学校を訪問し、各校の実態を把握しながら、長時間勤務の取組について聞き取りを実施しました。

⑥ 保護者・地域住民の理解・啓発

- ・ 県立学校における定時退校日、学校閉庁時刻及び学校閉庁日等の取組についての理解・協力をお願いするためのリーフレットを保護者や地域に配布するとともに、学校ホームページや学校だより等で周知しました。
- ・ 福岡県PTA連合会定期総会において平成30年度に採択された「福岡県教職員の働き方改革サポート宣言」が再確認され、保護者としての積極的なサポート等を宣言していただきました。

[業務改善の推進]

① 業務改善の推進

- ・ 県立学校 76 校で、業務改善を推進する組織が設置されました。
- ・ 県立学校 105 校で、業務改善を推進するための取組事項が設定されました。
- ・ 業務改善を推進するための県内取組事例を掲載した「学校における働き方改革の進め方」のパンフレットを作成し、市町村教育委員会に周知しました。

② 授業準備等の支援

- ・ 県立学校の校務用パソコン及びネットワークの活用について、各校のネットワーク管理者を対象に研修会を実施しました。
- ・ 小・中学校の教員向けに、授業準備や教材研究の時間が削減できるよう、授業改善のための指導資料（「未来への架け橋」「思考力・表現力等を問う定期考査問題」等）や基礎基本を含む活用力を育成する教材集などを作成し、ホームページに掲載しました。

③ 学校の ICT 化

- ・ 校務の情報化推進や学校用グループウェアの活用のための研修会を、県立学校 ICT 副校長・教頭研修会等において実施しました。
- ・ 教職員の業務の標準化並びに効率化を図るため、生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステムを先行して県立学校 15 校に導入しました。

④ 調査の削減

- ・ 本庁各課に対し、照会を依頼する側が受け手に配慮した方法に見直すことで、全体の作業量の削減につながることを周知するとともに、照会の必要性の検討や期限、照会先、調査票・調査様式等の見直しの参考となる資料を配布しました。

⑤ 事業の削減

- ・ 研究指定校の負担が過大にならないように、研究指定校間で研究推進上の課題を共有する協議会を実施するなど、運用面での負担軽減を図りました。

⑥ 文書事務の見直し

- ・ 本庁各課や各県立学校等出先機関に対し、周知方法に関する見直しの参考となるよう、紙文書からメールへの切替えのほか、受信者の負担が減るメール送信（わかりやすい件名の記載、PDF 化による添付ファイル開封作業の簡素化）について周知しました。

⑦ 基本研修・管理職研修の見直し

- ・ 基本研修については、研修内容を整理することで、令和元年度から「若年教員研修 1 年目（初任者研修）」及び「中堅教諭等資質向上研修」の校外研修の実施日数等を縮減しました。また、「中堅教諭等資質向上研修」では免許状更新講習の受講年度が重複する者等について負担軽減措置を講じました。

⑧ 学校徴収金収納業務等の省力化の推進

- ・ 県立特別支援学校等の 17 校で金融機関のインターネットバンキングを活用した口座振替を開始しました。

⑨ 学校給食費の公会計化の推進

- ・ 地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進するための「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」（文部科学省作成）を各市町村教育委員会に送付し、周知を図りました。

⑩ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減

- ・ 県立学校 52 校で、学校閉庁時刻以降は留守番電話を設定するなどの負担軽減が図られました。

[部活動の負担軽減]

① 部活動休養日の拡大

- ・ 「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」を策定し、部活動休養日を週2回としました。
- ・ 県立学校における運動部の74.8%が、年間96日※以上休養日を設定しました。
※「週当たり2日以上休養日」を年間で算出すると104日(52週×2日)となるが、令和元年度は、3月臨時休校であったため4週分を差し引いた96日(48週×2日)を目標に設定

② 部活動指導員の配置

- ・ 令和元年度の実績・・・269名(県立学校・市町村立学校の合計)
 (県立学校)

内訳	派遣学校数	派遣人数
高等学校(中等教育学校後期課程含む。)	93校	176(2名2校勤務)名
中学校(中等教育学校前期課程含む。)	5校	9名
特別支援学校	5校	6名(1名2校勤務)
計	103校	191(3名2校勤務)名

(市町村立学校)

内訳	市町村数	派遣学校数	派遣人数
福岡教育事務所	5	19校	23名
北九州教育事務所	1	3校	4名
北筑後教育事務所	4	10校	15名
南筑後教育事務所	2	13校	25名
筑豊教育事務所	1	1校	1名
京築教育事務所	3	6校	10名
計	16	52校	78名

(県立学校における課外授業について)

- ・ 進路指導主事研修会において、課外授業の実施の手続、実施内容、効果的な課外授業の実施方法と、併せて教職員の従事時間の軽減について検討を行うよう指示しました。

[教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等]

① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用

(令和元年度の実績)

スクールカウンセラー	(市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立の全中学校に配置しました。 ・ 全教育事務所にスクールカウンセラースーパーバイザーを配置し、公立の全小学校に派遣しました。 ・ 36 市町村で独自配置されました。
	(県立学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点校 13 校、準拠点校 16 校に配置し、他校からの要請にも応じています。 ・ 単独配置として、高校 2 校、中学・中等教育学校 5 校、特別支援学校 20 校（全校）に配置しました。
スクールソーシャルワーカー	(市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 58 市町村で配置されました。(福岡市、北九州市、久留米市を含む。県又は市町村独自で配置)
	(県立学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点校 12 校に配置し、他校からの要請にも応じています。
不登校生徒宅への訪問相談員	(県立学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13 校に配置しました。

② 学校問題解決支援窓口の設置

- ・ 弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用できる「学校問題解決支援窓口」を設置し、6 件の相談がありました。

③ 事務職員の機能強化・学校運営への参画

- ・ 共同学校事務室設置推進協議委員会議を開催しました。
- ・ 教職員支援機構が開催する中央研修へ事務職員を派遣し、学校運営への参画に関する研修を受講させました。(県立学校 4 名、市町村立学校 6 名)

④ コミュニティ・スクールの推進

- ・ コミュニティ・スクール未導入及び導入予定の市町村教育委員会に対し、コミュニティ・スクールの魅力や可能性、導入方法等について理解を深めるための研修会を3か所で行いました。

⑤ 地域学校協働活動の推進

- ・ 授業の補助や環境整備などの学校支援、放課後の補充学習などの学習支援、遊びやスポーツなどの体験活動等を行う放課後子供教室等を、39市町村275教室設置しました。
- ・ 各教育事務所の社会教育主事が管轄市町村へ事業説明を行ったほか、全市町村（指定都市・中核市を除く。）を対象に説明会や地域学校協働活動推進員向けの研修会を実施しました。

⑥ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進

- ・ 学校安全総合支援事業モデル地域及び実践校の研究成果を取りまとめ、各学校で活用できる実践事例集を作成し、県内の全ての公立学校及び市町村教育委員会へ配布するとともにホームページに公開し、研究成果の普及・啓発を図りました。